

## 竹原市介護職員応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護職員の確保と定着を目的として、予算の範囲内において竹原市介護職員応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該事業を行うために設置した事業所及び同法に規定する介護保険施設であって、市内に存するものをいう。
- (2) 対象事業者 市内で介護事業所等を運営する法人をいう。
- (3) 常勤職員 1日当たり7時間45分以上かつ1か月当たり20日以上勤務する職員をいう。
- (4) 雇用期間 令和5年7月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。
- (5) 支給対象期間 令和5年7月1日から令和11年3月31日までの期間をいう。
- (6) 市税等 市税及び国民健康保険税並びに保育料、介護保険料、住宅使用料、下水道使用料、奨学金をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給を受けることができる介護職員（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用期間内に介護事業所等の常勤職員として新たに雇用された者、支給対象期間の勤続期間が3年以上の者。
- (2) 介護サービスでの身体介護、生活支援等、利用者に対して直接介護の実務に携わ

る者（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第37号）に規定する理学療法士又は作業療法士、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、正看護師、准看護師、介護保険法に規定する介護支援専門員を含む。）

- (3) 期間の定めのない労働契約を対象事業者との間で締結し、当該労働契約に基づいて、介護事業所等において直接従事していること。
- (4) 前号の労働契約により雇い入れられた日前1年間において、本市の区域内に所在する介護事業所等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおいて従事したことがないこと。
- (5) 第6条の規定による申請の日において、市税等を滞納していないこと。
- (6) 竹原市暴力団排除条例（平成23年竹原市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 住居移転費用の支給を受けようとする者は、第3号の労働契約に基づいて雇い入れられた日の前後3か月間に新たに本市に住民登録をし、生活の本拠が本市にある者であり、かつ初年度給付金を申請した者とする。
- (8) 過去にこの要綱に基づく同一種類の給付金の支給を受けていないこと。

（給付金の種類及び金額）

第4条 給付金の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 初年度給付金 100,000円
- (2) 勤続3年給付金 100,000円
- (3) 住居移転費用 100,000円

（勤続期間）

第5条 勤続期間は、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、支給対象期間内に、それぞれ当該各号に定める期間を超えて同一の対象施設に勤務する場合とする。

- (1) 初年度給付金 1年（12月）
- (2) 勤続3年給付金 3年（36月）
- (3) 住居移転費用 1年（12月）

2 支給対象者が次に掲げる休業（30日を超えるものに限る。）をしたときは、当該休業をした日数は、勤続期間に算入しないものとする。この場合において、当該支給対象者の当該休業をする前の勤続期間に1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業
- (3) 業務又は通勤による負傷又は疾病による休業
- (4) その他市長が勤続期間に算入することが適当でないと認める休業

（申請）

第6条 支給対象者のうち、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市介護職員応援給付金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる給付金の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 初年度給付金 次に掲げる書類

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 雇用証明書（様式第3号）

ウ 履歴書

エ 本市の区域内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し

- (2) 勤続3年給付金 次に掲げる書類

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 雇用証明書（様式第3号）

ウ 本市の区域内に住所を有していない者にあつては、住民票の写し

- (3) 住居移転費用 次に掲げる書類

ア 誓約書兼同意書（様式第2号）

イ 雇用証明書（様式第3号）

2 前項の申請は、給付金の種類に応じ、勤続期間を超えた日の属する月の末日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて特別な事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、給付金の支給の可否を決定し、竹原市介護職員応援給付金支給決定通知書(様式第4号)又は竹原市介護職員応援給付金不支給決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により給付金の支給の決定を受けた者は、その申請の内容に変更があったときは、竹原市介護職員応援給付金変更申請書(様式第6号)に必要書類を添えて、市長に対して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査のうえ、竹原市介護職員応援給付金変更承認通知書(様式第7号)又は竹原市介護職員応援給付金変更不承認通知書(様式第8号)により支給決定者に通知するものとする。

(請求及び支給)

第9条 第7条又は前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、竹原市介護職員応援給付金支給請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、支給決定者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により給付金の支給決定を受けたとき。

(2) 第3条第1号に規定する要件を欠くに至ったとき。ただし、育児休業をしたこ

とにより、勤続期間が3年未満になった場合を除く。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(4) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消す場合は、竹原市介護職員  
応援給付金支給決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（給付金の返還）

第11条 支給決定者は、前条の規定により市長が給付金の支給決定を取り消した場  
合において、給付金が既に支給されているときは、速やかに当該給付金を返還しな  
ければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。